



2020年3月13日

内閣総理大臣 安倍晋三様  
衆議院議長 大島理森様  
参議院議長 山東昭子様

## 新型コロナウイルス対策を名目とする新型インフルエンザ等対策特別措置法改正に対する抗議声明

公益財団法人 日本YWCA  
会長 藤谷佐斗子  
総幹事 尾崎裕美子

日本政府は、新型コロナウイルスの感染拡大防止のため、「緊急事態宣言」を可能にする新型インフルエンザ等対策特別措置法(以下、特措法と略す)の改正案を3月10日の閣議で決定、国会に提出し、十分な議論を尽くさないまま13日に成立させました。

現行の特措法は、2012年の成立以前から、法に定められた措置の科学的根拠が疑問視され、広範な私権制限や市民生活・経済活動への多大な影響などの問題点が指摘されていました。とりわけ、総理大臣が「緊急事態」を宣言すると、都道府県知事は住民に外出制限を要請し、学校や施設などの使用制限を要請・指示できるほか、憲法で保障された移動や集会の自由などが大きく制限されます。更に、NHKに加えて民間放送事業者も「指定公共機関」とすることで、報道に介入できるようになり、報道の自由、国民の知る権利が奪われかねません。

国民の自由と権利を守るはずの政府が、国家の存立危機を名目に政府に縛りをかける憲法を停止した結果、強大な権力を濫用し、人権侵害と民主主義の崩壊をもたらしたことは、過去の大日本帝国やナチス・ドイツの例からも明らかです。ましてや、森友学園・加計学園問題や「桜を見る会」等に関して国民に対し十分な説明責任を果たそうとしない現政権に、緊急事態の判断をゆだねることに大きな懸念を抱かずにはいられません。

初動体制の遅れから新型コロナウイルス感染症の拡大を招いたことを省みず、安倍首相は科学的根拠もないまま唐突に全国一斉休校要請措置を打ち出すなど、場当たりの対応で社会に大きな混乱と不安をもたらしました。日本YWCAは一人ひとりが大切にされ、女性と子どもの尊厳が守られる社会を目指して活動しています。今、政府がなすべきことは、「緊急事態」の名を借りて自らの権限を強化する法改正ではなく、何よりもまず市民のいのちと暮らしを守ることです。感染症への対策は科学的知見に基づいた拡大防止策を速やかに実施し、正確な情報を提供して不安を解消し、弱い立場に立たされている人々への幅広い支援を実施することが必要です。

以上の理由から、私たちは、民主主義と人権を脅かす「緊急事態宣言」を可能とする特措法改正の撤回と、同法の見直しを要望いたします。